

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和2年10月12日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

地域の防災力強化のため
「災害時建設業事業継続力認定」後期申込受付を開始します
～申込受付期間 10月15日～12月16日～

- 地域の防災力を強化するためには、地域の建設会社の事業継続力を強化することが重要であることから、近畿地方整備局では、各建設会社の事業継続計画について、評価・認定を行っています。
- 申込受付は年2回としており、令和2年10月15日より、後期の申込受付を開始します。
- なお、本認定を受けた建設会社には、入札契約手続きに際しインセンティブを付与します。

<受付内容>

- 対象となる建設会社 : 建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている建設会社
- 申込期間 : 令和2年10月15日～令和2年12月16日
- 認定日 : 令和3年3月下旬（予定）
- 認定期間 : 新規）令和3年4月1日より2年間
更新）令和3年4月1日より3年間
- 提出書類 : 事業継続計画書及び各種様式
詳細及び様式等については近畿地方整備局HPをご覧ください。
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局



防災室 室長 小長谷 健 室長補佐 土谷 宏巖

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長 宮本 武紀 専門官 浅香 智昭

TEL:06-6942-1575(防災室直通) 078-391-3101(港湾防災・危機管理課直通)

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について

■目的

昨今発生している大規模自然災害のほか、近い時期に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。

また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

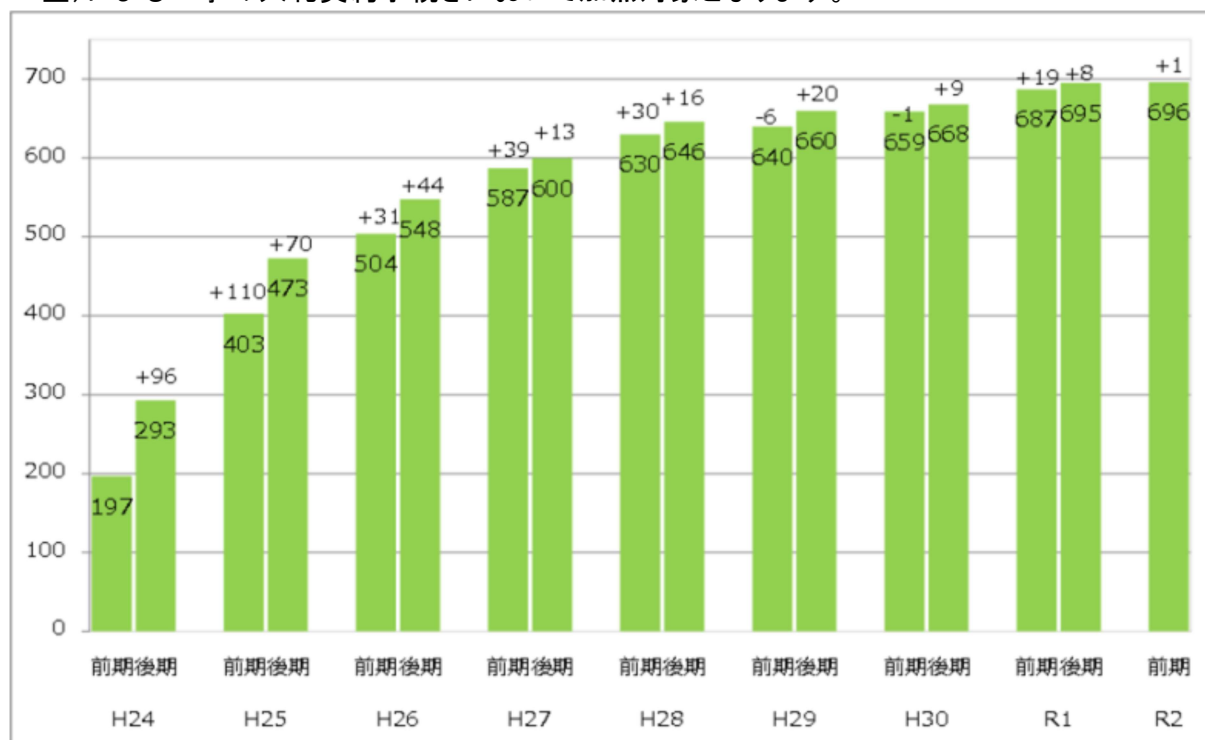
このため、近畿地方整備局では、平成24年度より『災害時建設業事業継続力認定制度』に取り組み、現在、696社を「災害時の事業継続力を有する会社」として認定しています。

この度、建設業の事業継続計画（BCP）についての令和2年度（後期）新規及び更新の受付を実施します。

認定を受けられた建設会社等は、災害時の事業継続力を備えている会社として信頼性や社会的評価の一層の向上につながるものであり、建設会社等は事業継続計画（BCP）策定に取り組んで頂き、もしもの時に成果が発揮されることを期待するものです。

【お知らせ】

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合、認定期間は3年となっています。
- ・平成30年度後期に新規認定を受けた会社は、今回更新の対象となります。
- ・認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式（施工能力評価型）による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。



図－1 近畿地方整備局建設業BCP延べ認定者数の推移